

13. 倉敷市西部ふれあい広場条例

平成14年3月22日条例第20号
(最終改正) 平成17年3月25日

(目的及び設置)

第1条 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、地域住民の活性化と体力増強に寄与するため、倉敷市西部ふれあい広場(以下「ふれあい広場」という。)を設置する。

(名称等)

第2条 ふれあい広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
倉敷市西部ふれあい広場	倉敷市玉島道越711番地

2 ふれあい広場には、次の施設を設ける。

- (1) 多目的広場
- (2) テニスコート

(業務)

第3条 ふれあい広場は、次の業務を行う。

- (1) 地域住民の活性化及び体力増強のためのコミュニティー活動を支援するための施設の提供
- (2) 地域住民のスポーツ・レクリエーションの普及振興を図るための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第4条 ふれあい広場の管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例(平成15年倉敷市条例第54号)に基づき、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあい広場の使用の許可に関する業務
- (2) ふれあい広場の維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 第3条各号に規定する業務
- (5) ふれあい広場の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ふれあい広場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第14条まで(第12条を除く。)に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開所時間)

第7条 ふれあい広場の開所時間は、別表第1に定めるところによる。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(閉所日)

第8条 ふれあい広場の閉所日は、次のとおりとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、閉所日を変更することができる。

- (1) 12月28日から翌年の1月4日まで
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長において特に必要があると認める日

(使用の許可等)

第9条 ふれあい広場を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい広場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) ふれあい広場の設備及び備品を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利目的であると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用期間)

第11条 ふれあい広場の連続使用は、3日を限度とする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用上の制限)

第12条 ふれあい広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止若しくは施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。
- (4) 第10条各号の規定に該当するとき。

(利用の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 酩酊めいていて他人に迷惑を掛けるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑を掛けるおそれのある物品若しくは動物の類たぐいを携行する者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあい広場の管理上支障があると認める者

(使用料)

第15条 市長は、テニスコートの使用者から、別表第2の規定により算定した額に100分の105を乗じて得た額の使用料を徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の使用料は、第9条第1項の規定により使用を許可する際に徴収する。ただし、市長において相当の理由があると認めるときは、別に納期限を定めて納付させることができる。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を規則で定めるところにより還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用者が使用開始前に使用の取消しを届け出た場合で、市長において相当の理由があると認めるとき。
- (3) 使用者が使用開始前に使用許可の変更を申請した場合で、市長において相当の理由があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において相当の理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(利用料金)

第18条 市長は、ふれあい広場の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にテニスコートの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、第15条の規定にかかわらず別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。
- 4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、ふれあい広場において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 5 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は利用料金を減免することができる。

(利用者の責任)

第19条 利用者(施設を利用する者をいう。以下同じ。)は、施設の使用に当たっては、十分な注意を払わなければならない。

- 2 利用者は、施設を損傷したときは、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年4月規則第71号で、同14年4月1日から施行)

附 則(平成17年3月25日条例第50号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

使用日	使用時間
1月5日から3月31日まで及び10月1日から12月27日まで	午前8時30分から午後5時まで
4月1日から同月30日まで及び9月1日から同月30日まで	午前7時から午後6時まで
5月1日から8月31日まで	午前6時から午後7時まで

別表第2(第15条, 第18条関係)

施設名	区分	金額
テニスコート	一般, 大学生	1コート1時間までごとに 300円
	高校生以下	1コート1時間までごとに 150円

備考

- 1 1時間に満たない時間は, 1時間とする。
- 2 使用時間は, 準備, 使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

14. 倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例

平成5年9月30日条例第31号
(最終改正) 平成18年3月2日

(目的及び設置)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の2の規定により、市民、事業者及び行政が一体となって、一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化、資源化、再生利用等を積極的に推進し、使い捨て社会からリサイクル社会への転換を目指し、もって生活環境の保全を図るため、倉敷市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発の活動に関すること。
- (3) 廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の推進に関すること。
- (4) 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年倉敷市条例第8号)に規定する一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の改定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 廃棄物再生事業者団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、市長において特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に関係する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、審議会の委員の中から会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属するべき委員の互選により定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例に基づき、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成7年3月31日までとする。

(会議の特例)

3 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

一般廃棄物取扱料金審議会委員	日額 8,300円	同上
----------------	-----------	----

」を「

一般廃棄物取扱料金審議会委員	日額 8,300円	同上
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 6,700円	同上

」に改める。

附 則(平成6年6月27日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月2日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 倉敷市一般廃棄物取扱料金審議会条例(昭和47年倉敷市条例第106号)は、廃止する。

15. 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例

平成22年6月30日条例第30号

(目的及び設置)

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)第3条第1項に規定する合理化事業計画(以下「合理化事業計画」という。)を策定するため、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、合理化事業計画の策定に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 部会長は、部会の調査又は審議の経過及び結果を会長に報告する。

8 会長は、前項の規定による報告があった場合においてその内容が適当と認めるときは、部会の当該議決を審議会の議決とすることができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例に基づき、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成24年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中	「		を
	廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,100円	
	「		に
	廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,100円	
	一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会委員	日額 7,100円	同上
	」		

改める。

16. 倉敷市廃棄物処理手数料の徴収委託に関する規則

昭和44年6月23日規則第39号

(最終改正) 平成10年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定に基づき、廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の集金業務の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「各種団体」とは、市民の自治組織、婦人団体、環境衛生協議会等をいう。

(受託の申込み)

第3条 手数料の集金業務の委託を受けようとする各種団体または個人は、所定の申込書を市長に提出しなければならない。

(委託契約の締結)

第4条 市長は、前条の申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、所定の委託契約書により委託するものとする。

(連帯保証人)

第5条 市長から手数料の集金業務等の委託を受けた各種団体又は個人(以下「受託者」という。)のうち、個人については、連帯保証人を1人立てなければならない。

2 連帯保証人は、本市に住所を有し、市民税又は固定資産税が年額5,000円以上であり、かつ、納期限までに完納している者で、市長が承認した者でなければならない。

3 連帯保証人は、受託者が市又は第三者に損害を与えたときは、受託者と連帯して賠償の責めを負わなければならない。

(受託者の業務)

第6条 受託者の業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市長が定める地域内の手数料の納入義務者から手数料を集金し、市へ納付すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(手数料の収納)

第7条 受託者は、手数料を収納した場合は、ただちに領収書に押印し、これを納入義務者に交付しなければならない。

(収納金の納付)

第8条 受託者は、指定の納付期日までに、所定の受託収納金納付書を添えて、収納金を出納員へ納付するものとする。ただし、月の中途において分納することができる。

(委託料の算定基準)

第9条 市長は、受託者に対し完納1件につき88円を支払うものとする。

2 件数による当月の収納率により、前項の額に、1件につき次の額を加給するものとする。

- (1) 当月の収納率100パーセントのとき 38円
- (2) 当月の収納率99パーセント以上100パーセント未満のとき 35円
- (3) 当月の収納率98パーセント以上99パーセント未満のとき 31円
- (4) 当月の収納率97パーセント以上98パーセント未満のとき 27円

- (5) 当月の収納率96パーセント以上97パーセント未満のとき 18円
- (6) 当月の収納率95パーセント以上96パーセント未満のとき 15円
- (7) 当月の収納率90パーセント以上95パーセント未満のとき 5円
- (8) 前月までの未納分を60パーセント以上収納したとき 10円

3 前項の収納率の算定に当たって、収納すべき件数に納期限までに収納できないもので調定の過誤、納入義務者の転出等受託者の責めによらないと市長が認めるものがあるときは、これを算定に係る件数から除外する。

(身分証明書の携帯)

第10条 受託者は、業務執行にあたり、所定の身分証明書を常に携帯し、関係人からの請求があつたときは、呈示しなければならない。

(各種団体の代表者の変更等の届出)

第11条 受託者である各種団体の代表者に変更があつたとき、または代表者が住所、氏名等を変更したときは、所定の変更届によりすみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委託の取り消し)

第12条 市長は、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託契約を解除するとともに、委託を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 業務の遂行が不相当と認めたとき。
- (3) 収納率が当月分につき90パーセント未満の期が3期以上におよぶとき。
- (4) 受託者から契約解除の申し出があつたとき。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年6月1日から適用する。

附 則(昭和47年3月7日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日前において、改正前の倉敷市汚物取扱手数料の徴収委託に関する規則の規定により各種団体と締結している汚物取扱手数料集金業務等委託契約書および汚物取扱手数料集金業務の受託者に交付している身分証明書は、この規則の規定により締結した廃棄物処理手数料集金業務等委託契約書および廃棄物処理手数料集金業務の受託者に交付した身分証明書とみなす。

附 則(昭和48年3月30日規則第19号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月26日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第2項第1号の規定は、昭和49年度分の委託料から適用し、昭和48年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年5月1日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条の規定は、昭和50年度分の委託料から適用し、昭和49年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年3月25日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第1項の規定は、昭和51年度分の委託料から適用し、昭和50年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年3月31日規則第15号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月7日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(平成10年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

17. 倉敷市し尿くみ取り業務補助金交付要綱

昭和48年7月14日告示第217号

(最終改正) 平成20年3月28日

(趣旨)

第1条 し尿くみ取り料金の市民負担を軽減し、かつ、同料金の適正化を図るため、市長の許可した業者(以下「許可業者」という。)のし尿くみ取り業務に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助額)

第2条 許可業者が市内のし尿をくみ取つたものを本市のし尿処理場、本市が加入する備南衛生施設組合のし尿処理場(清鶴苑)又は総社広域環境施設組合のし尿処理場(浄化園)に投入したもので、市長がその投入量を確認したものについて、1リットル当たり1円75銭を当該許可業者に補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする許可業者は、所定の交付申請書(以下「申請書」という。)及び市税を完納していることを証するものを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、各4半期ごとに分けて提出するものとする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、前条の申請書を受けた場合は、し尿投入券によりすみやかにその内容を審査し、適正と認めたときは、所定の通知書により補助金交付の決定を行い、補助金を交付するものとする。

(返還命令等)

第5条 市長は、補助金の交付を受けるべき者が次の各号の一に該当するときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書の記載事項に偽り、又は不正があつたとき。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和48年度分の補助金から適用する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

- 2 船穂町及び真備町の編入の日(以下「編入日」という。)から平成20年3月31日までの間における船穂町の区域内で収集したし尿のくみ取りに係る1リットル当たりの補助額は、第2条に規定する額に編入日から平成18年3月31日までの間に収集したものにあつては4円67銭を、同年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したものにあつては2円34銭を加算したものとする。
- 3 編入日から平成20年3月31日までの間における真備町の区域内で収集したし尿のくみ取りに係る1リットル当たりの補助額は、第2条に規定する額に1円44銭を加算したものとする。

附 則(昭和49年12月27日告示第389号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和49年10月分以降の補助金から適用する。

附 則(昭和56年6月29日告示第155号)
この要綱は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年6月30日告示第158号)
この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月4日告示第195号)
この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成12年2月23日告示第57号)
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月28日告示第502号)
この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第186号)
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

18. 倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱

昭和63年9月26日告示第232号

(最終改正) 平成17年11月25日

(目的)

第1条 この要綱は、倉敷市が推進するごみ減量化のため、家庭から出るごみの中から、自主的に資源回収を実施するPTA、子供会、町内会等の団体に対して報奨金を交付することにより、活動を奨励し、ごみの減量と資源の再利用を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付対象者は、次の各号に該当する団体で、第8条の規定による登録をした団体とする。

- (1) 地域住民で構成する団体であること。
- (2) 営利を目的としない団体であること。

(対象品目)

第3条 報奨金の交付対象品目は、第9条の規定により市に届出をした再生資源回収業者が引き取り、又は倉敷環境センター、水島環境センター、児島環境センター若しくは玉島環境センター(以下「倉敷環境センター等」という。)へ持ち込まれたもので、再生資源物と認めた次の品目とする。

- (1) 古紙類
- (2) 繊維類
- (3) びん類
- (4) 金属類
- (5) その他有価物

(報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、対象品目1キログラムについて6円とする。

(報奨金の申請)

第5条 この要綱による報奨金の交付を受けようとする団体は、所定のごみ減量化協力団体報奨金交付申請書に再生資源回収業者又は倉敷環境センター等の発行する明細書を添えて、次に掲げる期間に市長に提出しなければならない。

- (1) 2月から8月までの実施分 9月1日から同月20日まで
- (2) 9月から1月までの実施分 2月1日から同月20日まで

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該団体に対して報奨金を交付するものとする。

(報奨金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により報奨金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金を返還させることができる。

- (1) 報奨金の申請に不正があつたとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があつたとき。

(団体の登録)

第8条 この要綱による報奨金の交付を受けようとする団体は、所定のごみ減量化協力団体登録申請書を市長に提出し、登録を受けなければならない。

(参加業者の届出)

第9条 この要綱による登録団体から、第3条に掲げる品目を引き取ろうとする再生資源回収業者は、所定の倉敷市ごみ減量化事業参加業者届出書により、市長に届け出なければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

2 船穂町及び真備町(以下「両町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に両町の区域内の団体が再生資源回収業者に引き渡した対象品目の報奨金の額は、第4条の規定にかかわらず、対象品目1キログラムについて、船穂町の区域の団体にあつては7円、真備町の区域の団体にあつては8円とする。

3 編入日以後において、編入日前の船穂町の区域の紙類の収集方法が本市の収集方法に移行するまでの間に、両町の区域内の団体が再生資源回収業者に引き渡した対象品目の報奨金の額は、第4条の規定にかかわらず、対象品目1キログラムについて7円とする。

附 則(平成2年12月20日告示第348号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成3年6月21日告示第203号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱第4条の規定は、平成3年4月1日以後に再生資源回収業者が買い上げ、又は倉敷清掃センター等へ持ち込まれた対象品目について適用し、同日前に再生資源回収業者が買い上げ、又は倉敷清掃センター等へ持ち込まれた対象品目については、なお従前の例による。

附 則(平成4年10月22日告示第313号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱第3条の規定は、施行日以後に再生資源回収業者が引き取りした対象品目について適用し、同日前に再生資源回収業者が引き取りした対象品目については、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月31日告示第138号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年2月24日告示第55号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月28日告示第503号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成17年11月25日告示第741号)

この要綱は、告示の日から施行する。

19. 倉敷市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

平成4年4月1日告示第138号
(最終改正) 平成21年1月23日

(目的等)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみを処理するための容器又は処理機(以下「容器等」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において、容器等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、容器等の設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せてごみの減量を促進することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれをも備えていなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。
- (2) 市内に容器等を設置し、かつ、適切な管理ができること。
- (3) たい肥化した生ごみを自家処理できること。
- (4) 市税を完納していること。

(補助対象容器等)

第3条 補助対象となる容器等は、臭気の発散等を防ぐためのふたを備えた耐久性のあるものであって、次に掲げる容器等のいずれかとする。

- (1) 生ごみをたい肥化する容器であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 地上設置型
 - イ ア以外の型
- (2) 電気式生ごみ処理機であって、微生物を利用して生ごみを分解消滅させるもの又は乾燥等により生ごみを減容化するもの。(生ごみを単に破砕するだけのものを除く。)

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次のとおりとし、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

- (1) 前条第1号の容器に係る額は、購入に要した経費の3分の2とし、容器1基につき5,000円を限度とする。
- (2) 前条第2号の処理機に係る額は、購入に要した経費の2分の1とし、30,000円を限度とする。

2 補助対象基数は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の容器については、既に補助を受けた容器を含め、1世帯当たり同条第1号ア及びイそれぞれ2基までとする。ただし、船穂町の区域内で実施する生ごみ戸別収集に協力する世帯が前条第1号イの容器を設置するときは、この限りでない。
- (2) 前条第2号の処理機については、1世帯当たり1基とする。

3 前項各号に規定する補助対象基数には、この要綱による補助金の交付を受けた日から5年を経過した容器等は含まない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、容器等の購入後1年以内に所定の交付申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、その旨を所定の通知書により申請者に通知した後補助金を交付するものとする。

(調査又は指導)

第7条 市長は、容器等の設置及び管理の状況について、調査し、又は指導することができる。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

- 2 船穂町及び真備町の編入の日(以下「編入日」という。)前に真備町の区域内において設置された補助対象容器に係る補助金の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱(平成3年真備町告示第5号。以下「真備町要綱」という。)の例による。
- 3 編入日前に船穂町及び真備町の区域内において設置された補助対象容器に係る補助金の交付申請は、第5条の規定にかかわらず、船穂町生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱(平成4年船穂町要綱第3号)又は真備町要綱の例による。

附 則(平成6年6月10日告示第188号)

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成7年6月30日告示第248号)

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成10年3月23日告示第64号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年2月1日告示第26号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月28日告示第504号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日告示第578号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年1月23日告示第31号)

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

20. 倉敷市5R推進事業優良事業者表彰制度実施要綱

平成23年9月12日告示第533号

(目的)

第1条 この要綱は、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル及びリジェネレート(以下「5R」と総称する。)に関する活動が地域の模範となる市民団体及び事業者を倉敷市5R推進事業優良事業者(以下「優良事業者」という。)として表彰することにより、5Rに取り組む市民団体及び事業者の意識の高揚並びにごみの減量及び資源の有効活用の推進を図り、もって循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 市長は、本市と協働して5Rに取り組む市民団体又は事業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものを優良事業者として表彰する。

- (1) 倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱(昭和63年倉敷市告示第232号)第8条の規定により登録を受けている協力団体であって、資源回収の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (2) 倉敷市ペットボトル回収容器設置要綱(平成11年倉敷市告示第339号)第2条に規定する協力店であって、ペットボトル回収の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (3) 倉敷市事業系一般廃棄物(びん類)再資源化補助金交付要綱(平成15年倉敷市告示第559号)第4条の規定により承認された事業者であって、事業活動によって排出されるガラス製容器の再資源化処理の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (4) 倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度実施要綱(平成22年倉敷市告示第486号)第4条の規定により認定された協力店であって、マイバッグ・マイ箸の使用推進の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に5Rに取り組んでいると認めるもの

(表彰の方法等)

第3条 市長は、表彰状を授与し、記念品を贈呈することにより表彰を行う。

2 市は、表彰を受けた優良事業者(以下「被表彰者」という。)を市民に広く周知することにより、その取組を支援するものとする。

(表彰の日)

第4条 表彰は、毎年1回10月に行う。ただし、特別の必要があるときは、随時に行うことができる。

(調査等)

第5条 市長は、被表彰者の取組状況等について、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。

(表彰の取消し)

第6条 市長は、前条に規定する調査又は報告があった場合において、被表彰者が優良事業者として不適当であると認めるときは、表彰を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 1. 倉敷市地域美化推進員設置要綱

平成19年3月30日告示第189号

(目的及び設置)

第1条 本市における地域の環境美化並びにごみの減量化及び資源化に関し、本市と地域が連携を保ち一体となってその推進を図るため、倉敷市地域美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(選任)

第2条 市長は、倉敷市環境衛生協議会の会長が推薦した者のうちから、倉敷市環境衛生協議会の支部（以下「支部」という。）を単位として推進員を選任する。

(定数)

第3条 支部ごとの推進員の定数は、原則として2人とし、当該支部に係る世帯数が2,000世帯を超える場合は、その超える世帯数1,000世帯ごとに1人を増員する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第5条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 地域におけるポイ捨て防止活動に関すること。
- (2) 地域におけるポイ捨て状況の調査に関すること。
- (3) 自動販売機設置場所への回収容器設置状況等の調査に関すること。
- (4) 本市が行う啓発活動その他の関係施策への協力に関すること。
- (5) ごみの減量化及び資源化の推進指導に関すること。

(連絡会)

第6条 市長は、本市及び推進員の相互の情報交換等を図るため、必要に応じて連絡会を開催するものとする。

(推進員証の交付等)

第7条 市長は、推進員に対し、推進員であることを証明するものとして、倉敷市地域美化推進員証を交付し、腕章を貸与する。

(報償金)

第8条 市長は、倉敷市環境衛生協議会の各支部に対し、倉敷市地域美化推進員制度の推進協力費として、報償金を交付する。

(補償)

第9条 本市は、推進員がその活動中に受けた災害に対して、本市の加入するボランティア活動保険で補てんされる範囲内で補償するものとする。

(解任)

第10条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 担当地区から転出したとき。
- (2) 病気その他の理由により、その役割を果たすことができなくなったとき。
- (3) 推進員としてふさわしくない行為をしたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 倉敷市リサイクル推進員設置要綱(平成9年倉敷市告示第91号)は、廃止する。

22. 倉敷市ペットボトル回収容器設置要綱

平成11年8月20日告示第339号

(目的)

第1条 この要綱は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)の施行に伴い、市内の店舗にペットボトルの回収容器(以下「容器」という。)を設置することにより、ごみの減量化及びリサイクルを推進することを目的とする。

(対象となる店舗)

第2条 容器の設置対象となる店舗は、本市に対しペットボトルの回収の協力を申し出た店舗のうち、市長がペットボトルの回収拠点として指定する倉敷市リサイクル協力店(以下「協力店」という。)とする。

(協力店シール)

第3条 市長は、前条の規定により協力店を指定したときは、協力店シールを交付するものとする。

2 協力店は、協力店シールを店頭、人目のつく所等に掲示するものとする。

(設置及び管理)

第4条 市長は、協力店に容器を設置するときは、当該協力店から所定の承諾書を徴しなければならない。ただし、協力店の負担において既に容器を設置している場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承諾書を徴したのちに、当該協力店に容器を設置するものとする。

3 前項の規定により設置した容器の管理は、当該容器の設置を承諾した者(以下「設置承諾者」という。)が行うものとする。

4 市長が設置した容器が破損した場合又は使用に支障が発生した場合は、市長が修繕し、又は取り替えるものとする。ただし、協力店の責めに帰する場合は、この限りでない。

5 設置承諾者は、回収したペットボトルを市長が収集する間、一定の場所に保管しなければならない。

(周知)

第5条 市長は、協力店について、市民に周知を行うものとする。

(収集業務)

第6条 市長は、容器に係る収集業務を、原則として週2回行うものとする。ただし、収集回数は、回収量等により増減するものとする。

2 市長は、前項の規定により収集したペットボトルを、あらかじめ指定した場所に搬入するものとする。

(調査等)

第7条 市長は、容器の設置及び管理の状況等について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるものとする。

(設置の廃止)

第8条 設置承諾者は、容器の設置を廃止しようとする場合においては、廃止する日の30日前までに、所定の廃止届を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 3. 倉敷市環境衛生改善事業補助要綱

昭和44年7月30日告示第99号
(最終改正) 平成17年2月16日

倉敷市環境衛生改善事業補助要綱(昭和43年倉敷市告示第159号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 本市内の環境衛生の改善整備を図るため、倉敷市環境衛生改善地区(以下「改善地区」という。)が行う事業のうち、恒久的施設の新設若しくは改善又は器具等の購入に必要な経費に対し、適当と認めるものについて補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 前条の事業に対する補助対象事業及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の承認)

第4条 市長は、前条の書類を受理したときは、すみやかにその内容を調査し、適当と認めたときは、所定の通知書により申請者に通知する。

2 前項の通知書を受けた者が、事業の内容を変更しようとするとき、または当該事業を中止、もしくは廃止しようとするときは、所定の変更等申請書をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第5条 補助の承認を受けた者が、当該事業を完了したときは、すみやかに所定の実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は前条の書類の提出があつたときは、これを審査し、適正と認めたときは、所定の通知書により補助金を交付するものとする。

(精算交付)

第7条 共同清掃用器具又は共同防疫用噴霧機の購入に係る補助対象事業について、規則第13条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 補助対象品に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指導)

第8条 市長は、この要綱により改善地区が実施する事業について、必要な指導又は指示を行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和44年度の補助事業に対する補助金から適用する。

附 則 (平成21年3月6日告示第95号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

補助対象事業	補助額	
	1改善地区の実施の場合	2改善地区以上の共同実施の場合
1 ゴミステーション整備	総事業費の3分の2。ただし、1件につき250,000円を限度とする。	総事業費の3分の2。ただし、1件につき350,000円を限度とする。
2 共同清掃用器具の購入	購入金額の2分の1。ただし、1会計年度につき50,000円を限度とする。	
3 共同防疫用噴霧機の購入	購入金額の3分の2。ただし、1会計年度につき100,000円を限度とする。	
4 ゴミステーション用水道施設設備	総事業費の3分の2。ただし、1件につき100,000円を限度とする。	
5 1の項から4の項までの事業のほか、市長が特に必要と認める環境衛生の改善整備事業	総事業費の3分の2。ただし、1件につき250,000円を限度とする。	

備考 ゴミステーション整備については、おおむね50世帯に1件を基準とする

2 4. 倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度実施要綱

平成22年8月19日告示第486号

（目的）

第1条 この要綱は、創意工夫によりマイバッグ・マイ箸の使用を推進し、使い捨てのレジ袋又は割り箸の使用を抑制している事業所等を倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、市民、事業者及び本市の3者が協働して、積極的にマイバッグ・マイ箸の使用に努め、ごみの減量及び資源の有効活用の推進を図り、もって循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

（対象協力店）

第2条 協力店として認定の対象となる事業所等は、市内に店舗を有する事業所等のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- （1） 次のいずれかの方法によりマイバッグの使用を推進する手段を講じていると市長が認める事業所等
 - ア レジ袋の無料提供の自粛
 - イ マイバッグの持参者に対するポイント等の特典の付与
 - ウ マイバッグの持参の呼び掛け等による啓発活動
- （2） 次のいずれかの方法によりマイ箸の使用を推進する手段を講じていると市長が認める事業所等
 - ア 割り箸の無料提供の自粛
 - イ リユース箸（洗浄、乾燥その他の衛生管理措置を施し再使用できる形態の箸をいう。）の使用
 - ウ マイ箸の持参者に対するポイント等の特典の付与
 - エ マイ箸の洗浄場所の提供又は洗浄サービスの実施
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認めるもの

（申請）

第3条 協力店として認定を受けようとする事業所等の代表者は、所定の認定申請書を市長に提出しなければならない。

（認定等）

第4条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、協力店として認定するものとする。

2 市長は、協力店に対し、倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定証（以下「認定証」という。）及び協力店である旨を表示した掲示物（以下「掲示物」という。）を交付する。

3 協力店は、認定証及び掲示物を店頭に掲示するものとする。

（協力店の役割）

第5条 協力店は、創意工夫によりレジ袋又は割り箸の使用を抑制する手段を講じることにより、マイバッグ・マイ箸運動の推進を図り、ごみの減量化及び資源の有効活用に努めるものとする。

（市の役割）

第6条 市は、マイバッグ・マイ箸の使用推進について有効な施策を展開し、市民に広く周知することにより、協力店の取組を支援し、循環型社会の構築に努めるものとする。

（変更届）

第7条 協力店の代表者は、認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく市長へ届け出なければならない。

(調査等)

第8条 市長は、協力店の取組状況等について、随時に調査し、必要な報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第9条 市長は、前条の調査又は報告により協力店として不適当と認めるときは、認定を取り消すことができる。

(認定の辞退)

第10条 協力店の認定を辞退しようとする協力店の代表者は、所定の認定辞退届を市長に提出しなければならない。

(認定証等の返還)

第11条 前2条の規定により協力店でなくなった事業所等の代表者は、遅滞なく認定証及び掲示物を市長に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

25. 倉敷市家庭用品再利用銀行業務実施要領

(目的)

- 1 一般家庭において使用しなくなった家庭用品で、再利用できる物品についての情報を収集し、当該家庭用品を希望する家庭に情報を提供する事により、市民の消費生活上の利便を図るとともに限りある資源の節約、再利用等の意識を高め、有効活用を促進することを目的とする。

(名称)

- 2 倉敷市家庭用品再利用銀行とする。

(担当課)

- 3 この業務は、リサイクル推進センター（クルクルセンター）において担当する。

(登録対象家庭用品)

- 4 この業務において、取り扱う家庭用品は、一般家庭内に埋もれている再利用可能なものとし、おおむね家具、什器類、自転車等軽機械類、電気・ガス器具類、スポーツ用品、玩具、娯楽用品、楽器類、書籍・学用品及びその他耐久家庭用品類とする。ただし、法令等で交換、販売が禁止されているか、これに準ずるもの（医薬品、タバコ、酒類）、日常の消費生活に不向きなもの（貴金属、装身具、装飾品）、食料品その他家庭用品交換に適さないものは取扱わないものとする。

(制約事項)

- 5 家庭用品再利用は、営利又は転売を目的としないこと。

(利用対象者)

- 6 この制度の利用対象者は、倉敷市民とする。

(登録申込)

- 7 家庭用品の提供希望者及び譲受希望者は直接又は電話等により、次の事項を担当課まで申出るものとする。

- (1) 住所、氏名、電話番号
- (2) 品名、型式、規格、品質等
- (3) 購入年月又は消耗程度
- (4) 提供又は譲受希望価格
- (5) その他希望条件

(登録処理及び周知の方法)

- 8 家庭用品提供及び譲受の申し出があったときは、担当課において、所定の台帳に登録するとともに提供及び譲受希望品については、適当な方法で市民に周知を図るものとする。

(登録有効期間)

- 9 登録有効期間は、おおむね3か月とし、その期間を経過しても当該登録品の取引が成立しないときは、台帳から抹消するものとする。

(担当課の役割)

- 10 担当課において、双方の条件がおおむね一致すると認めたときは、当事者双方にその旨を通知するものとする。

(取引の方法)

- 11 前項の規定により、通知を受けた場合、現品取引の協議はすべて当事者双方の責任において行うものとし、その結果については速やかに担当課に報告するものとする。

(問題等の処理)

- 12 現品の譲渡完了後において、故障、欠陥、破損、その他当事者間に問題が発生したときは、当事者双方で協議解決するものとし、市はその責を負わないものとする。

(その他)

- 13 この要領に定めるもののほか、家庭用品再利用銀行業務実施について必要な事項は、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月13日から施行する。

26. 平成24年度 倉敷市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号）第7条の規定に基づき、平成24年度倉敷市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

平成24年4月1日

倉敷市長 伊 東 香 織

- 1 処理区域
倉敷市全域
- 2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（処理計画量）

(1) ごみ

倉敷市区域

収集形態	処理計画量	市外からの搬入計画量	単位：t/年 合計
家庭ごみ（市収集、直接搬入）	101,582	-	101,582
事業ごみ等（許可収集、直接搬入）	65,037	6,542	71,579
合計	166,619	6,542	173,160

(2) し尿、浄化槽汚泥等

① 旧倉敷市区域

収集形態	し尿	浄化槽汚泥及び ディスポーザー汚泥	単位：kl/年 合計
市収集、許可収集	21,559	82,353	103,912

② 旧船穂町区域

収集形態	し尿	浄化槽汚泥及び ディスポーザー汚泥	単位：kl/年 合計
許可収集	843	2,006	2,849

③ 旧真備町区域

収集形態	し尿	浄化槽汚泥及び ディスポーザー汚泥	単位：kl/年 合計
許可収集	3,756	12,673	16,429

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

基本的理念	(1) 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの発生・排出抑制
	(2) 環境教育の充実
	(3) 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理

(1) 排出抑制に関する施策

No.	施策	新規・継続	方向性
1-01	生ごみ処理容器購入費補助事業の推進	継続	拡大推進
1-02	生ごみ資源化事業の推進	継続	拡大推進
1-03	生ごみ水切り推進	継続	拡大推進
1-04	マイバッグ・マイ箸運動の推進	継続	拡大推進
1-05	標準的な排出枚数の公表	新規	検討・実施
1-06	経済的な動機付け手法の導入	継続	継続
1-07	倉敷市家庭用品再利用銀行の支援	継続	拡大推進
1-09	個別減量目標の公表と取り組みの推進	新規	検討・実施
1-10	レジ袋削減に向けた取り組み	新規	検討・実施
1-11	大型生ごみ処理機導入補助制度の検討	新規	検討・実施
1-12	事業ごみ処理手数料の検討	継続	検討・見直し
1-13	一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導	継続	拡大推進

(2) 分別徹底に関する施策

No.	施策	新規・継続	方向性
2-01	分別徹底の推進	継続	拡大推進
2-02	外国人への分別徹底の推進	継続	拡大推進
2-03	指定ごみ袋制導入の検討	新規	検討
2-04	ごみステーションでの指導実施	継続	拡大推進
2-05	地域美化推進員の機能拡充	継続	拡大推進
2-07	ペットボトル回収の充実	新規	検討・実施
2-08	常設リサイクルステーション設置の検討	新規	検討・実施
2-09	ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進	継続	拡大推進
2-10	事業ごみ適正処理指導	継続	拡大推進
2-11	不燃ごみ・混成ごみの受入拒否・資源化の推進	検討・実施	検討・実施
2-12	事業系紙類の民間リサイクルの推進	検討・実施	検討・実施
2-14	資源化の推進に向けた一般廃棄物処分業許可	拡大推進	拡大推進

(3) 環境教育に関する施策

No.	施策	新規・継続	方向性
3-01	ごみ処理等施設見学会の開催	継続	実施
3-02	環境教育メニューの提供	新規	検討・実施
3-03	市で行う他のイベント・学習会での講座	新規	検討・実施
3-04	子供向け環境情報の提供	新規	検討・実施
3-05	出前講座の推進	継続	拡大推進
3-07	意見交換会の開催	新規	検討・実施
3-08	親子で取り組む環境教育イベントの開催	継続	実施
3-09	学校で出来る取り組みの紹介	新規	検討・実施
3-10	企業見学会の企画・紹介	新規	検討・実施
3-12	環境家計簿（ごみ版）の作成	新規	検討・実施
3-13	親子クリーン作戦の開催	新規	検討・実施
3-15	ダンボール堆肥の紹介	新規	検討・実施
3-16	リサイクル研修・体験講座の推進	拡大推進	拡大推進

(4) 情報提供に関する施策

No.	施策	新規・継続	方向性
4-01	クルクルセンターを拠点とした啓発	継続	拡大推進
4-02	広報紙による情報提供・啓発の充実・拡大	継続	拡大推進
4-03	暮らしとごみ展の開催	継続	拡大推進
4-04	リサイクルフェアの開催	継続	拡大推進
4-05	ごみガイドブック・パンフレットの作成・配布	継続	拡大推進
4-06	インターネットによる情報提供や普及啓発の充実	継続	拡大推進
4-07	イベント等における情報提供や啓発活動の実施	継続	拡大推進
4-08	清掃指導員の配置継続	継続	継続

(5) その他の施策

No.	施策	新規・継続	方向性
5-01	拡大生産者責任の徹底	継続	拡大推進
5-02	エコショップ、エコレストランの推進	新規	検討・実施
5-03	NPOとの協働	新規	検討・実施
5-04	環境物品等の使用促進	継続	拡大推進
5-05	不法投棄対策	継続	拡大推進
5-06	市民の自主的な取り組みを奨励する制度の実施	新規	検討・実施
5-07	環境マネジメントシステムの紹介	新規	検討・実施

4 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに処理方法及び処理主体

(1) ごみ

① 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、市民の5種14分別収集への協力により、ごみの減量・資源化と適正処理及び処理施設の延命化を図る。

倉敷市区域

種類	処理計画量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先 (詳細6(1))	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	85,916	ステーション収集 週2回		・資源循環型廃棄物 処理施設 (PFI施設) ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	ガス化溶融 処理による 資源化、 焼却 (残渣 は資源化、 一部埋立)	
資源ごみ			市 (直営, 委託)		資源化	
紙・布類 (5分 別)・トレイ	2,797					
金属類	1,002					
びん類 (3分別)	3,195	ステーション収集 月1回		・再生資源業者 ・資源選別所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター		
小計	6,994					
埋立ごみ	1,845			・東部埋立事業所 ・船穂町不燃物処分場 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	直接埋立、 破砕後埋立	
粗大ごみ	237	申込制による 戸別有料収集	市 (委託)	・東部埋立事業所 ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	破砕後資 源化・焼 却・埋立	
使用済乾電池	64	ステーション収集 随時	市 (直営, 委託)	・井津井最終処分場 (仮置) ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター		
ペットボトル	549	拠点回収 ステーション 回収	市 (直営, 委託)	・倉敷リサイクルセンター (委託施設) ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	資源化	
その他						
廃食用油 (一部地区)	12	拠点回収	市民, 市 (委託)	・倉敷市リサイクル推進センター		
生ごみ (船穂町区域)	200	戸別収集 (協力家庭)	市 (委託)	・船穂町堆肥センター		
合計	95,817					
直接搬入						
粗大ごみ	3,294			・各環境センター ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	破砕後、 資源化・埋 立	
資源ごみ	2,471	自己持込	排出者	・各環境センター	資源化	
燃やせるごみ 埋立ごみ	(事業ごみに含む)			・各環境センター ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	焼却 (残渣 は資源化、 一部埋立) 埋立	
合計	5,765					
総計	101,582					

注) 真備地区は、紙・布類 (4分別)、白色トレイ、体温計を分別している。

- ② 事業活動に伴って排出される一般廃棄物
事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とする。
自ら処理できない場合には、排出者は、自ら処理施設へ搬入するか、または市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、市の処理施設で処理を行うものとする。

倉敷市区域

倉敷市区域							
種類		処理計画量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先 (詳細6 (1))	処理方法	処理主体
許可収集	可燃物	45,137	戸別収集	許可業者	・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場	焼却 (残渣は資源化、一部埋立)	市、 一部事務組合
	不燃 (埋立) 物	1,486			・東部埋立事業所	破碎後、資源化・埋立	
	合計	46,623					
直接搬入※	可燃物	17,549	自己持込	許可業者 排出者	・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	焼却 (残渣は資源化、一部埋立)	
	不燃 (埋立) 物	865			・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	破碎後、資源化・埋立	
	合計	18,414					
	総計	65,037					

※ 直接搬入には、一部家庭ごみを含む。

③ 市外から搬入される一般廃棄物

〔浅口市金光町 (一部事務組合分)、早島町 (受託処理分) から搬入〕

種類	処理計画量 (t/年)	搬入方法	収集運搬主体	搬入先 (詳細6 (1))	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	6,542	直接搬入	浅口市、早島町 許可業者 排出者	・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場	焼却 (残渣は資源化、一部埋立)	市、 一部事務組合

- ④ 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物
次の品目のものを一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で、別に量を定めて受入れを行なう。

ア リサイクルが困難な布
イ 発泡スチロール
ウ 農業用廃プラスチックフィルム
エ 小規模建設業者の木くず

(2) し尿、浄化槽汚泥等

① 旧倉敷市区域

種類	処理計画量 (t/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先 (詳細6 (2))	処理方法	処理主体
し尿	21,559	戸別収集、 業者ごとに許可した区域	許可業者17者、 市 (直営 (児島地区))	・水島し尿処理場 ・児島下水処理場 ・玉島し尿処理場 ・備南衛生施設組合 清鶴苑	前処理後 下水との 混合処理 を基本	市、 一部事務組合
浄化槽汚泥及び デンプン・サ-汚泥	82,353		許可業者18者	・白楽町し尿処理場 ・水島し尿処理場 ・児島下水処理場 ・備南衛生施設組合 清鶴苑		

② 旧船穂町区域

種類	処理計画量 (t/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先 (詳細6 (2))	処理方法	処理主体
し尿	843	戸別収集、 許可した区域	許可業者1者	・玉島し尿処理場	前処理後 下水との 混合処理 を基本	市
浄化槽汚泥及び デンプン・サ-汚泥	2,006		許可業者1者 市 (委託)	中継槽に貯留 (許可業者) 後、白楽町し尿処理場へ (委託運搬)		

③ 旧真備町区域

種類	処理計画量 (t/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先 (詳細6 (2))	処理方法	処理主体
し尿	3,756	戸別収集、 許可した区域	許可業者1者 市 (委託)	中継槽に貯留 (許可業者) 後、総社広域環境施設組合浄化園へ (委託運搬)	二段曝気 酸化方式	一部事務組合
浄化槽汚泥及び デンプン・サ-汚泥	12,673					

5 一般廃棄物処理施設の概要

(1) ごみ

① 焼却処理施設(ガス化溶融炉含む)

施設名	所在地	処理能力	処理方式
水島清掃工場	水島川崎通1-1-4	300t/24h (150t/24h×2炉)	全連続式ストーカ炉
西部清掃施設組合 清掃工場 (一部事務組合)	玉島道越888-1	180t/24h(うち本 市分162t/24h) (90t/24h×2炉)	全連続式流動床 炉
資源循環型 廃棄物処理施設 (PFI施設)	水島川崎通1-14-5	555t/24h(うち本 市分303t/24h) (185t/24h×3炉)	全連続式ガス化 溶融炉 (ガス化改質方式)
総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター (一部事務組合)	真備町箭田481	180t/24h(うち 本市分50t/24h) (90t/24h×2炉)	全連続式流動床 炉

② 環境センター(受入施設, 直営収集基地)

施設名	所在地
倉敷環境センター	白楽町424
水島環境センター	水島川崎通1-1-110
児島環境センター	児島小川町3697-4
玉島環境センター	浅口市金光町八重317

③ 資源化, 破碎処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方式
資源選別所	水島川崎通1-18	15t/日	びん類手選別
東部粗大ごみ 処理場	二子1917-4	80t/日	粗大ごみ2段式破碎4種選別処理
総社広域環境施設組 合吉備路クリーンセンター (一部事務組合)	真備町箭田481	34t/日	資源ごみ手選別 粗大ごみ2段式破碎4種選別処理

④ 最終処分場

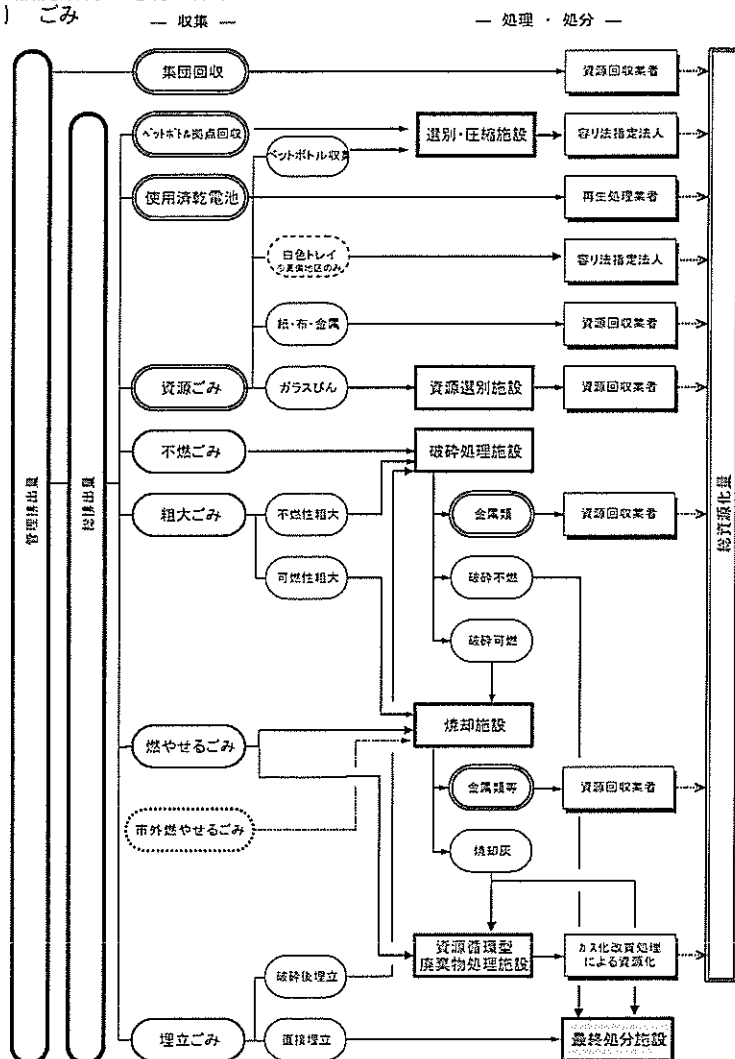
施設名	所在地	埋立容量	埋立対象物
東部最終処分場 (2期)	二子1917-4	330,000m ³	埋立ごみ, 焼却残渣, 破碎残渣
船穂町不燃物 処分場	船穂町船穂7040	55,769m ³	埋立ごみ

(2) し尿, 浄化槽汚泥等

施設名	所在地	処理能力	処理方式
白楽町し尿処理場	白楽町424	240kl/日	前処理+汚泥処理
水島し尿処理場	水島川崎通1	128kl/日	前処理
児島下水処理場	児島小川3670	85kl/日	直接投入
玉島し尿処理場	玉島乙島8255	70kl/日	前処理
備南衛生施設組合 清鶴苑 (一部事務組合)	茶屋町1919	80kl/日	低希釈二段活性汚泥法 高度処理+抗火石漬床
総社広域環境施設組合 アークセンター吉備路 (一部事務組合)	総社市窪木1101	90kl/日	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式(浄化槽汚 泥対応型)+活性炭

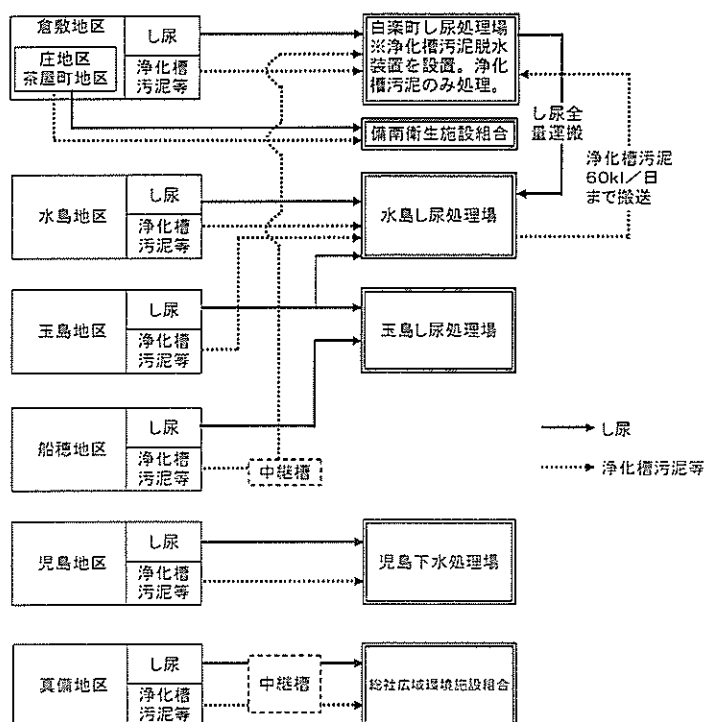
6 一般廃棄物の処理の体系

(1) ごみ



※真備地区は「燃やせるごみ」を「燃えるごみ」、「埋立ごみ」を「燃えないごみ」に読み替える。

(2) し尿、浄化槽汚泥等



27. 平成23年度 ごみ処理事業実績

平成23年 ごみ処理事業実績集計表(No. 1) 収集編

1-1 排出量

単位:t

区 分	全 市	倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
燃やせるごみ	90,977.19	M水西40,734.48	M水西7,187.28	水 14,790.95	西 12,423.96	西 1,290.87	吉 4,549.65
資源ごみ	5,099.48	資 2,197.48	資 880.05	資 772.17	資 921.18	資 113.67	吉 214.93
ペットボトル	201.97	リ 74.97	リ 30.59	リ 39.55	リ 29.60	リ 3.08	リ 24.18
不燃ごみ	168.38	東粗 0.00	東粗 0.00	東粗 0.00	東粗 0.32	— — — —	— — — —
埋立ごみ	1,467.77	東粗,東終 683.49	東粗,東終 272.16	東粗,東終 278.61	東粗,東終 216.92	船不 16.59	— — — —
粗大ごみ	174.17	東粗 115.56	東粗 18.43	東粗 18.89	東粗 21.29	— — — —	— — — —
使用済乾電池	74.47	井 20.19	井 19.56	井 17.93	井 16.17	井 0.62	— — — —
計	98,163.43	43,826.17	18,408.07	15,918.10	13,629.44	1,424.83	4,956.82
許可業者	燃やせるごみ	46,736.79	— — — —	水 40,473.28	— — — —	西 5,458.43	西 309.13
不燃ごみ	977.12	東粗 976.94	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
埋立ごみ	0.00	東終 0.00	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
計	47,713.91	976.94	40,473.28	0.00	5,458.43	309.13	496.13
直接搬入	燃やせるごみ	21,844.73	水 1,351.17	水 14,983.97	水 934.25	西 2,936.23	西 188.26
資源ごみ	2,815.90	リ 1,268.04	リ 459.28	リ 682.50	リ 406.08	— — — —	— — — —
ペットボトル	9.69	資 0.00	資 0.00	資 9.69	資 0.00	— — — —	— — — —
不燃ごみ	160.80	東粗 124.99	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
埋立ごみ	337.04	東終 335.82	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
粗大ごみ	2,870.21	東粗 905.00	東粗 574.53	東粗 462.28	東粗 368.36	船不 1.22	東終 0.00
計	28,038.37	3,985.02	16,017.78	2,088.72	3,710.67	189.48	560.04
拠点回収	ペットボトル	387.74	リ 387.74	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
計	387.74	387.74	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
全部門合計	燃やせるごみ	159,558.71	42,085.65	72,644.53	15,725.20	20,818.62	1,788.26
(焼却, ガス化処理量)	(176,226.41)	3-1 焼却, ガス化	溶融処理量のうち, 水島清掃工場と西部清掃工場から排出される焼却灰を除く				
資源ごみ	7,915.38	3,465.52	1,339.33	1,454.67	1,327.26	113.67	214.93
ペットボトル	211.66	74.97	30.59	49.24	29.60	3.08	24.18
不燃ごみ	1,306.30	1,101.93	0.00	0.00	0.32	0.00	204.05
埋立ごみ	1,804.81	1,019.31	272.16	278.61	216.92	17.81	0.00
粗大ごみ	3,044.38	1,020.56	592.96	481.17	389.65	0.00	560.04
使用済乾電池	74.47	20.19	19.56	17.93	16.17	0.62	— — — —
ペットボトル(拠点)	387.74	387.74	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —
総排出量	174,303.45	49,175.87	74,899.13	18,006.82	22,798.54	1,923.44	7,499.65
総処理量	(190,971.15)	—	リサイクル率算出の際に使用する値				

〔※枠内の文字は搬入先〕

単位:t 水:水島清掃工場
西:西部清掃工場
M:水島エワークス
吉:吉備路グリーンセンター
資:再生資源業者, 資源選別所
井:井津井最終処分場(資源化へ)
リ:倉敷リサイクルセンター
東粗:東部粗大ごみ処理場
船粗:船穂町粗大ごみ置場
東終:東部最終処分場
船不:船穂町不燃物処分場

前年度対比	H23排出量 (全市)	対前年度増減比	H22排出量 (全市)
燃やせるごみ	159,558.71	+2.7%	155,334.58
資源ごみ	7,915.38	+1.7%	7,780.71
ペットボトル(収集)	211.66	+0.1%	211.52
不燃ごみ	1,306.30	▲5.4%	1,380.50
埋立ごみ	1,804.81	+10.3%	1,636.10
粗大ごみ	3,044.38	▲6.9%	3,268.72
使用済乾電池	74.47	▲4.0%	77.56
ペットボトル(拠点)	387.74	▲6.3%	413.77
総排出量	174,303.45	+2.5%	170,103.46

1-2 車両の稼働状況

単位:台

区 分	全 市	倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
燃やせるごみ	40,809	21,168	6,408	7,293	5,940	698	1,749
資源ごみ	10,699	4,626	1,429	2,351	2,293	345	571
埋立ごみ	990	521	131	159	179	48	118
粗大ごみ	2,333	636	586	681	430	0	0
その他	202	15	143	44	0	2	0
合 計	55,033	26,966	8,697	10,528	8,842	1,093	2,438

平成23年 ごみ処理事業実績集計表(No. 2) 資源編

2-1 資源ごみ量(ステーション収集+直接搬入)

単位:t

区 分	全 市	倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
紙 新聞紙	857.04	345.22	153.18	131.58	190.47	20.61	15.98
紙 雑誌・雑紙	1,195.64	512.75	198.51	212.17	231.71	13.88	26.62
紙 段ボール	666.39	297.73	120.15	93.04	142.05	6.26	7.16
紙 牛乳パック	4.82	1.45	0.69	0.78	1.48	0.18	0.24
紙 紙類計	(1) 2,723.89	1,157.15	472.53	437.57	565.71	40.93	50.00
布 類	(2) 1,283.79	616.30	196.19	234.27	188.46	15.82	32.75
金 属 類	(3) 1,223.68	551.01	203.31	249.67	184.57	13.72	21.40
び ん 類	2,682.42	1,141.09	467.30	533.17	388.52	43.20	109.14
ペットボトル	211.66	74.97	30.59	49.24	29.60	3.08	24.18
トレイ	(4) 1.64	—	—	—	—	—	1.64
資源ごみ計	8,127.08	3,540.52	1,369.92	1,503.92	1,356.86	116.75	239.11

2-1-1 資源ごみ量内訳(ステーション収集)

単位:t

区 分	全 市	倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
紙 新聞紙	315.76	83.00	52.89	18.12	125.16	20.61	15.98
紙 雑誌・雑紙	315.29	96.56	61.94	15.47	100.82	13.88	26.62
紙 段ボール	347.90	141.56	74.75	22.10	96.07	6.26	7.16
紙 牛乳パック	2.54	0.41	0.49	0.00	1.22	0.18	0.24
紙 紙類計	981.49	321.53	190.07	55.69	323.27	40.93	50.00
布 類	731.11	381.85	101.48	89.26	109.95	15.82	32.75
金 属 類	961.89	433.22	169.16	179.33	145.06	13.72	21.40
び ん 類	2,423.39	1,060.91	419.34	447.90	342.90	43.20	109.14
ペットボトル	201.97	74.97	30.59	39.55	29.60	3.08	24.18
トレイ	1.64	—	—	—	—	—	1.64
収集資源ごみ計	5,301.49	2,272.48	910.64	811.73	950.78	116.75	239.11

2-1-2 資源ごみ量内訳(直接搬入)

単位:t

区 分	全 市	倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
紙 新聞紙	541.28	262.22	100.29	113.46	65.31	—	—
紙 雑誌・雑紙	880.35	416.19	136.57	196.70	130.89	—	—
紙 段ボール	318.49	156.17	45.40	70.94	45.98	—	—
紙 牛乳パック	2.28	1.04	0.20	0.78	0.26	—	—
紙 紙類計	1,742.40	835.62	282.46	381.88	242.44	0.00	0.00
布 類	552.68	234.45	94.71	145.01	78.51	—	—
金 属 類	261.79	117.79	34.15	70.34	39.51	—	—
び ん 類	259.03	80.18	47.96	85.27	45.62	—	—
ペットボトル	9.69	0.00	0.00	9.69	0.00	—	—
直接搬入資源ごみ計	2,825.59	1,268.04	459.28	692.19	406.08	0.00	0.00

※船穂・真備はごく少量のためステーション収集に計上

2-2 使用済乾電池量(ステーション収集)

単位:t

区 分	全 市	倉敷地区	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
使用済乾電池	(5) 74.47	20.19	19.56	17.93	16.17	0.62	—

2-3 施設資源化量

区 分	全 市	水島エコーズ	東部事業所	西部清掃	資源選別所等	吉備路真備分
ガス化資源	277.68	277.68	—	—	—	—
溶融スラグ	11,939.73	11,939.73	—	—	—	—
ガス	55,351.79	55,351.79	—	—	—	—
硫黄、塩	942.33	942.33	—	—	—	—
ガス化溶融資源計	68,511.53	68,511.53	—	—	—	—
破 砕	1,329.03	—	1,183.92	—	—	145.11
アルミ	78.48	—	63.37	—	—	15.11
その他	319.34	—	19.18	—	—	300.16
焼 却	62.50	—	—	46.79	—	15.71
選 別	2,682.42	—	—	—	2,682.42	—
ペットボトル(収集)	211.66	—	—	—	211.66	—
ペットボトル(拠点)	387.74	—	—	—	387.74	—
ガス化溶融を除く資源計	(6) 5,071.17	0.00	1,266.47	46.79	3,281.82	476.09
施設資源化計	(6) 73,582.70	68,511.53	1,266.47	46.79	3,281.82	476.09

◎ 総資源化量 リサイクル率

【全市】

(6)+(7)+(8)

総資源化量

／ 総処理量+集団回収

96,347.67 46.2%

(ガス化溶融資源化を除く)

(6)+(7)+(8)

総資源化量

／ 総排出量+集団回収

27,836.14 14.5%

2-4 直接資源化量(資源ごみ量(紙類+布類+金属類+トレイ)+使用済乾電池量)

(1)+(2)+(3)+(4)+(5)

【全市】

(7) 5,307.47

平成23年 ごみ処理事業実績集計表(No. 3) 焼却処理場, ガス化溶融炉編

単位:t

3-1 焼却, ガス化溶融処理

区 分	合 計	水島工場	西部工場	水島エコワークス	吉備路真備分
稼働日数(日)	-----	658	387	849	-----
稼働延時間(h)	-----	15,745	7,753	-----	-----
搬入量(内訳は3-2)	183,094.97	80,714.78	26,380.82	69,153.46	6,845.91
焼却・ガス化溶融処理量	191,142.40	85,620.78	27,501.53	71,174.18	6,845.91
搬出					
焼却灰発生量	15,710.21	11,944.10	2,971.89	可燃ごみ, 焼却灰のみ	794.22
金属回収量	62.50	施設資源化量にカウント	46.79		15.71
使用量					
灯・重油(L)	102,358	20,021	82,337	-----	-----
電気(kwh)	13,333,940	9,122,940	4,211,000	-----	-----
水(m3)	115,053	44,293	70,760	-----	-----
1日平均焼却量	-----	260.24	142.12	251.49	-----
※					
焼却灰	0.0822	0.1395	0.1081	-----	0.1160
灯・重油(L)	0.5355	0.2338	2.9939	-----	-----
電気(kwh)	69,7592	106,5505	153,1188	-----	-----
水(m3)	0.6019	0.5173	2.5729	-----	-----

※ 焼却処理量1t当たり

(注)焼却・ガス化溶融量は, 搬入量と合わない。(ピット残量調整及び貯留分焼却のため)

山口エコテックへ

0.00 東部埋立事業所へ

山口不適分東部へ

619.00

総社市最終処分場へ

3-2 焼却処理場, ガス化溶融炉搬入量内訳

単位:t

区 分			合 計	水島工場	西部工場	水島エコーズ	吉備路真備分
燃やせるごみ等	収 集	倉敷	42,085.65	6,728.99	0.00	35,356.66	— — — —
		水島	17,187.28	15.78	0.00	17,171.50	— — — —
		児島	15,725.20	13,396.89	0.00	2,328.31	— — — —
		玉島	12,423.96	0.00	12,423.96	0.00	— — — —
		船穂	1,290.87	0.00	1,290.87	0.00	— — — —
		真備	4,549.65	— — — —	— — — —	— — — —	4,549.65
	(注1)	計	93,262.61	20,141.66	13,714.83	54,856.47	4,549.65
	許 可 業 者	46,736.79	40,473.28	5,767.56	— — — —	495.95	
	直 接 搬 入	16,302.17	11,734.74	3,116.58	— — — —	1,450.85	
	し尿・浄化槽汚泥等	3,257.14	3,249.23	7.91	— — — —	— — — —	
災害可燃ごみ	0.00	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —		
計		159,558.71	75,598.91	22,606.88	54,856.47	6,496.45	
粗 大	可燃粗大	1,145.63	662.63	133.54	— — — —	349.46	
	破碎可燃	1,418.04	1,418.04	0.00	— — — —	— — — —	
焼 却 灰	水島工場	11,944.10	— — — —	— — — —	11,944.10	— — — —	
	西部工場	2,352.89	— — — —	— — — —	2,352.89	— — — —	
計		14,296.99	— — — —	— — — —	14,296.99	— — — —	
市 内 計		176,419.37	77,679.58	22,740.42	69,153.46	6,845.91	

(注1)センター受け分は, 収集に含む。収集編では, 「選別可燃」「し尿・浄化槽汚泥等」とともに直接搬入に含む。

市外	早島町	3,670.39	3,035.20	635.19	-----	-----
	浅口市(金光町)	3,005.21	0.00	3,005.21	-----	-----
	市外計	6,675.60	3,035.20	3,640.40	0.00	0.00

市内・市外合計	183,094.97	80,714.78	26,380.82	69,153.46	6,845.91	
---------	------------	-----------	-----------	-----------	----------	--

水島エコワークス搬入量は
施設資源化量にカウント

平成23年 ごみ処理事業実績集計表(No. 4) 粗大ごみ処理場・最終処分場編

4-1 東部埋立事業所搬入量内訳

単位:t

区 分		全 市	倉敷環境	水島環境	児島環境	玉島環境	水島工場	西部工場	エコークス	資源選別所
破 砕 処理	不燃ごみ	1,102.25	0.00	0.00	0.00	0.32	0.00	0.00	0.00	0.00
	不燃性粗大ごみ	1,797.06	0.27	0.00	0.00	0.21	0.00	0.00	0.00	0.00
	埋立ごみ(破砕)	1,395.00	665.11	263.77	264.91	201.21	0.00	0.00	0.00	0.00
	選別不燃	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計		4,294.31	665.38	263.77	264.91	201.74	0.00	0.00	0.00	0.00
直接埋立	埋立ごみ	392.00	18.38	8.39	13.70	15.71	0.00	0.00	0.00	9.50
	焼却残渣	619.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	619.00	0.00	0.00
	計	1,011.00	18.38	8.39	13.70	15.71	0.00	619.00	0.00	9.50
区 分			粗大委託	許可業者	事業持込	家庭持込	社会福祉	医療ごみ	職員持込	家庭持込(真)
破 砕	不燃ごみ		---	976.94	1.04	0.00	0.05	0.00	123.90	0.00
	不燃性粗大ごみ		1,652.84	---	25.22	37.31	0.00	0.00	81.21	1.34
埋立	埋立ごみ		---	0.00	76.61	210.22	0.00	23.31	16.18	0.00
計			1,652.84	976.94	102.87	247.53	0.05	23.31	221.29	1.34

4-2 破砕処理

単位:t

区 分	東部粗大ごみ
稼働日数(日)	259
稼働延時間(h)	1,159
搬入量	4,294.31
破砕処理量	4,913.94
搬出量	鉄 類 1,183.92
搬出量	アルミ 63.37
搬出量	破砕不適物 19.18
搬出量	破砕可燃 1,418.04
搬出量	破砕残渣 2,238.55
搬出量	搬出量計 4,923.06
使用量	1次ハンマー 223
使用量	2次ハンマー 76
使用量	電気(kwh) 415,300
使用量	水(m3) 1,079
1日平均破砕量	18.97
※	1次ハンマー 0.0454
※	2次ハンマー 0.0155
※	電気(kwh) 84.5147
※	水(m3) 0.2196

区 分	吉備路真備分
不燃ごみ	204.05
不燃性粗大ごみ	210.58
搬入量計	414.63
不燃鉄	85.59
粗大鉄	59.52
不燃アルミ	15.11
粗大アルミ	0.00
破砕不適物	300.16
不燃残渣	201.61
搬出量計	661.99

※ エコークスの焼却灰は水島工場からの処理不適物(灰)

資源化へ
1,266.47

焼却処理

資源化へ 460.38

※ 破砕処理量1t当たり

4-3 最終処分

単位:t

吉備路真備分

区 分	合 計	東部最終	船穂不燃物	真備不燃物	総社最終
ごみ	埋立ごみ	409.81	392.00	17.81	---
ごみ	破砕残渣	2,440.16	2,238.55	---	201.61
み	ごみ処分量計	2,849.97	2,630.55	17.81	201.61
焼却残渣・焼却灰処分量		1,413.22	619.00	---	794.22
最終処分量合計		4,263.19	3,249.55	17.81	995.83

埋立ごみで破砕処理が適当なものは、粗大ごみ処理場で破砕後、埋立処理。

◎ 最終処分率

最終処分量/総
排出量+集団回
収量

2.2%

(船穂、真備分を除く)

18.6%

⇒

ごみ処理基本計画H19最終処分率

%

28. ごみ処理手数料改定経過

施行年月日	事業ごみ			家庭ごみ		犬猫等の死体	備考
	可燃物	不燃物	産業廃棄物	可燃物	不燃物		
昭和43年 4月1日	無料	○月平均排出量が120kg又は0.6m ³ を超えるものを収集の場合 120kg超200kgまで又は0.6m ³ 超1.0m ³ まで 月額100円 以降200kg又は1.0m ³ ごとまで 100円を加算 ○臨時収集（ごみ又は粗大ごみ） 軽自動車（0.35t）1台につき 500円 普通自動車（2.00t）1台につき 1,000円 普通貨物車（4.00t）1台につき 2,000円		無料	無料	1体につき 100円	3市合併により統一料金 収集手数料の徴収
昭和47年 3月7日		○月平均排出量が120kg又は0.6m ³ を超えるものを収集の場合 120kg超200kgまで又は0.6m ³ 超1.0m ³ まで 月額100円 以降200kg又は1.0m ³ ごとまで 100円を加算 ○臨時収集（ごみ又は粗大ごみ） 普通自動車（2t）1台につき 1,000円 普通貨物車（4t）1台につき 2,000円 ○上記以外 「そのつど市長が定める」					
昭和50年 4月1日		○同 右 条例中「そのつど市長が定める」の規定に基づき、内規扱い	○車の最大積載量 2,000kgまで 2,000円 2,000kg超 4,000kgまで 3,000円				収集手数料の徴収廃止
昭和59年			4,000kg超 4,000円 6,000kgまで 5,000円 6,000kg超 6,000円 8,000kgまで 8,000kg超		○事業ごみと同額。 ただし、同一物件について車両の最大積載量の合計が4,000kgまでは徴収しない。		内規の整理 (明文化)
昭和61年 4月2日		○車の最大積載量 2,000kgまで 2,000円 2,000kgを超える2,000kgにつき 1,000円加算			○車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,000円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,000円加算		内規改正
平成3年 10月1日			○車の最大積載量 2,000kgまで 2,060円 2,000kg超 3,090円 4,000kgまで 4,120円 6,000kg超 5,150円 8,000kgまで 6,180円 8,000kg超				一部に消費税 転嫁
平成5年 8月1日		○車の最大積載量 2,000kgまで 2,060円 2,000kgを超える2,000kgにつき 1,030円加算			○車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,060円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,030円加算		法律全面改正 内規の取込み (内規廃止)
平成9年 4月1日	○同右	○100kgにつき 600円	○同左		○車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,060円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,030円加算	1体につき 1,000円	事業ごみ処理 全面有料化
平成9年 11月1日	○同右	○20kgにつき 120円	○同左				事業ごみの料 金区分改正
平成10年 4月1日	○同右	○10kgにつき 60円	○同左				同 上
平成13年 4月1日	○同右	○10kgにつき 90円	○同左	○同右 (粗大 ごみ有 料化)	○同上 ○粗大ごみ有料化 戸別収集の場合粗大ごみ品目別1 個当たり又は45枚入り透明袋1袋 当たり2,000円以内（自己搬入の場 合は500円以内）		同 上
平成18年 4月1日	○同右	○10kgにつき 130円	○同左				同 上

29. し尿くみ取り手数料・市補助金改定経過

施行年月日	従 量 制		ホース延長加算金 ※1	下水道区域特別加算金※2	消費税を含む料金計算	補助金	備 考
	72ℓまで	18ℓ増すごとに	1回につき	18ℓごとに		し尿投入量 1ℓあたり	
昭和43年 4月1日	100円	25円					3市合併し、統一料金とする
昭和45年 8月1日	140円	30円					
昭和47年 10月1日	140円	30円				97銭	岡山市なみの料金とする
昭和48年 4月1日	220円	50円				27銭	審議会へ諮問 ※3
昭和49年 4月1日	220円	50円				1円50銭	補助金を増額、市民負担を据え置く
昭和53年 4月1日	340円	70円	100円 ※4			1円50銭	審議会へ諮問
昭和56年 8月1日	430円	100円	100円 ※4			1円75銭	審議会へ諮問
平成元年 11月1日	530円	130円	100円			1円75銭	審議会へ諮問
平成3年 10月1日	530円	130円	100円		合計金額 ×1.03 外税 (10円未満切り捨て)	1円75銭	消費税を転嫁
平成5年 8月1日	650円	150円	100円	30円	内 税	1円75銭	審議会へ諮問
平成9年 4月1日	650円	160円	100円	30円	内 税	1円75銭	消費税率改定による転嫁
平成9年 10月1日	680円	170円	300円	30円	合計金額 ×1.05 外税 (10円未満切り捨て)	1円75銭	審議会へ諮問 消費税を外税に
平成13年 6月9日	倉敷市清掃事業審議会において検討の結果、据え置きに決定						
平成16年 4月1日	714円	178.5円	315円	31.5円	内 税	1円75銭	総額表示方式により表示を内税とする。
平成24年 4月1日	倉敷市廃棄物減量等推進審議会において検討結果に基づき、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会において据え置きに決定						

※1 使用するホースが40mを超える場合に適用。

※2 下水道法第9条第1項の規定により下水道の供用開始を公示された区域で、公示された日から3年を経過した区域に適用。

※3 一般廃棄物取扱料金審議会

※4 収集が困難なため、桶を使用する場合を含む。

※5 確定金額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

30. 一般廃棄物収集運搬業者

(1) 魚津

1業者

業 者 名	車 両 数	従事者	始業 年度	備 考
	ト ラ ッ ク			
(有) 広島水産加工	1	3	H14	平成14年 新規許可

(2) 事業活動に伴うごみ

107業者

業 者 名	車 両 数		従事者	始業 年度	備 考
	塵芥車	その他			
(有) 杉田商会	5		7	50	平成5年 法人化
(有) 立龍美掃	16	5	24	"	昭和53年 法人化
(有) サンキ倉敷	6	2	8	"	昭和63年 法人化
(有) 吉美		3	4	"	平成5年 社名変更
藤田興業(株)		1	4	"	
(株) 田中商会	0	1	22	"	
セントラルサービス(株)	1		21	52	
(有) 丸三清掃	3	3	8	"	平成5年 法人化
(株) フルカワ商事	6	4	21	53	昭和63年 法人化
(有) セイビ	3		3	"	昭和60年 法人化
NIK環境(株)	10	1	30	"	平成23年 社名変更
(有) きよはら	2		1	54	平成3年 法人化
(有) ナカイチ	4	2	16	"	昭和60年 法人化
富士商会		1	2	55	
(株) 児島環境	1	0	2	"	
(株) サンヨー・フィル	6	2	11	56	平成4年 社名変更
(有) セイケン	3		3	"	平成7年 社名変更
山陽美業(株)	8	9	35	"	昭和56年 法人化
瀬戸内環境(有)	4		3	53	平成7年 法人化
(株) アール・イー	3	1	4	52	平成22年 法人化・社名変更
安田商店		1	2	H13	平成13年度新規許可
(株) 高原組		2	5	"	"
(株) サピックス	1		3	"	"
(有) 美建	1	1	3	"	"
(株) カンガイ	1		20	"	"
(有) トータルプランニング三心	1		4	"	"
(有) 井上設備		1	3	"	"
環境開発事業協同組合	1	0	5	"	"
リサイクルセンターナカイチ(株)	1	1	1	"	"
(有) コンチェル	2		4	"	"
(株) アスコ	1		5	"	"
(株) 美建ビルサービス		2	19	"	"
東洋実業(有)	2		3	"	"
(株) サントップ	1		4	"	"
(有) 三宅解体		1	3	"	"
(株) 原運輸産業	1	1	12	"	"
(有) 兼田商店	1		1	"	"
(株) トーヨー商事		1	2	"	"
倉敷企業(資)		1	2	"	"
中央建設(株)		1	2	"	"
中谷エネテック(株)		1	6	"	平成24年 社名変更
(株) タイヨービルサービス	4	4	7	"	平成13年度新規許可
(有) 岡山企画サービス	1	1	3	"	"
レスポンス		1	1	"	"
(株) クリーン・システム	2		5	"	"
(株) エスシー	3	1	9	"	"
(株) ブライト	1		3	"	"
(株) 研美社	1	1	9	"	"
グリーンワークス	2		2	"	"
福栄産業(株)	1		10	"	"

業 者 名	車 両 数		従事者	始業 年度	備 考
	塵芥車	その他			
アメニティ開発(有)	2	1	4	〃	〃
(有) 庄清掃	3		4	〃	〃
宝泉社	1		1	〃	〃
(有) 瀬戸内ビルサービス	1	1	10	〃	〃
(有) クリーンエステート		1	1	〃	〃
(株) 高谷建設	2		4	〃	〃
テクニカルセンター倉敷(有)	1		1	〃	〃
(株) クレオ	1		3	H14	平成14年度新規許可
明金建設(株)		1	4	〃	〃
(有) 美輪産業		1	3	〃	〃
(株) 建美	1		3	〃	〃
(株) 岡山故紙	4	1	4	〃	〃
(株) ホゼン	1		3	〃	〃
本州四国総合開発(株)	2		5	〃	〃
(有) サキテック	1		3	〃	〃
協同組合 リサイクル・資源化センター	1	1	2	〃	〃
(有) エコサポート	1		3	〃	〃
(有) リマックス	1		2	H15	平成15年度新規許可
児島繊維原料協同組合	4		11	〃	〃
(有) アワイクリーン	1		9	〃	〃
メイワ産業(株)	1	1	9	〃	〃
(株) I S C	1		2	H16	平成16年度新規許可
マテリアルバンク(株)		1	2	〃	〃
大成	2		1	〃	〃
(株) リサイクル・資源化センター	3		1	〃	〃
(株) イオス	1	1	11	〃	〃
アトラクティブ大永(株)		1	3	〃	〃
吉田建材(株)		1	2	〃	〃
(有) 総社南部清掃	1		3	〃	〃
(有) ワールド吉備路	1	1	3	H18	平成18年度新規許可
(株) 朽木商店	1		1	H19	平成19年度新規許可
(株) 衛生センター	1		2	〃	〃
(株) 正和		1	15	〃	〃
R e . P r o j e c t		1	1	〃	〃
(有) 岡一総業	1	2	3	H20	平成20年度新規許可
(株) 内田総業	1		3	〃	〃
(株) 丸中	1		4	〃	〃
(株) シンノウ		1	3	〃	〃
岡本リサイクル産業(有)		1	3	〃	〃
(株) インテックス	1		1	〃	〃
(株) 高山開発	1	1	4	〃	〃
(株) 佐野組		1	1	〃	〃
エコ・ダス商店		1	1	H21	平成21年度新規許可
護美飼糧(株)	4		6	〃	〃
(株) アクアコーポレーション	2		1	〃	〃
(株) 水島ポートサービス		1	2	〃	〃
(有) ダスト産業		1	1	〃	〃
(有) ビヨンド		1	3	〃	〃
社会福祉法人 三穂の園		1	6	〃	〃
(株) カワナカ		1	2	H22	平成23年 社名変更
(有) グローバルプロモーション	1		3	〃	平成22年度新規許可
フラン美装(有)		1	10	〃	〃
(有) シーエフ三圭		1	6	H23	平成23年度新規許可
(有) ダイテツ商会		1	7	〃	〃
(株) クラカン	1	1	3	〃	〃
(有) 中央クリーン	1		23	〃	〃
グリーンコレクト	1		1	〃	〃
	165	88	620		

(3) し尿及び浄化槽清掃

(平成24年4月1日現在)

業 者 名	車両台数			従事者数			始 業 年 度	備 考
	し尿 専用	兼用	浄化槽 専用	し尿 専従	兼務	浄化槽 専従		
(有) 中央クリーン		6	1		13		S 3 8	H 5 年 社名変更
(有) アシスト平和		3			4		S 2 7	H 6 年 社名変更
新日本清掃 (有)		2			4		"	
南部清掃 (有)		2			2		"	H 8 年 分割
日の丸清掃 (有)		2			4		S 2 8	
富士清掃 (有)		2			4		S 3 0	
(有) 新 生		2			2		S 3 9	H 4 年 社名変更
(有) ビナン		3			5		S 3 8	H 5 年 社名変更
(有) カンサイ		2			5		S 2 6	H 5 年 社名変更
西本清掃 (有)		2			3		S 2 3	
(有) 新金本清掃		2			5		S 3 9	H 8 年 法人化
(株)クリーン・システム	4		2		5	3	S 3 7	H 3 年 社名変更
(株)サンヨー・フィル		3			5		S 2 7	H 4 年 社名変更
(有) 吉 美		3			18		S 3 9	H 5 年 社名変更
(有) シーエフ三圭		4		2	8	1	S 4 2	H 13 年法人化および社名 変更
(有) エスシー			3			6	S 3 7	浄化槽専業・H10年承継
瀬戸クリーン (有)		2			4		H 8	H 8 年 新設
(有) 中央クリーン	4	1	3		22		S 5 2	H 5 年 社名変更
計 1 8 社	8	41	9	2	113	10		
		58			125			

3 1 . 環 境 事 業 年 表

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
昭和42年	2月 倉敷市・児島市・玉島市が3市合併し倉敷市となる 合併に伴い 倉敷支所 清掃課 児島支所 清掃課 玉島支所 衛生課 2月 市清掃施設条例制定	5月 白楽町ごみ焼却処理場完成 (30t/8h) 高速堆肥化処理施設完成 (コンポスト) すでに一部において袋収集実施
昭和43年	3月 市清掃条例制定	
昭和44年	6月 機構改革により衛生部清掃課, 玉島支所保健衛生課となる	3月 水島し尿処理場完成 (128k l / 日) 11月 児島ごみ焼却処理場完成 (60t/8h)
昭和45年	3月 市清掃事業審議会設置 12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) 制定	3月 倉敷西部清掃施設組合 ごみ焼却処理場完成 (70t/8h)
昭和46年	3月 都窪郡庄村編入	6月 袋収集開始 (倉敷地区) 10月 児島井津井最終処分場供用開始
昭和47年	3月 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 5月 都窪郡茶屋町編入 機構改革により民生局衛生部清掃課となる	3月 水島ごみ焼却処理場完成 (60t/8h) 玉島羽口最終処分場供用開始
昭和48年		3月 茶屋町ごみ焼却処理場完成 (10t/8h) 4月 粗大ごみを加え, 3種分別収集開始
昭和49年	5月 機構改革により民生局衛生部清掃事務所となる	1月 粗大ごみ処理場及び真菰谷最終処分場供用開始 4月 玉島阿原沖最終処分場供用開始
昭和50年		3月 茶屋町ごみ焼却処理場増設 (増設10t/8hを加え20t/8h) 9月 一般廃棄物処理業者許可制とする (魚津・事業活動に伴うごみ) 12月 白楽町ごみ焼却処理場着工
昭和51年	10月 機構改革により衛生局衛生部清掃事務所となる	

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
昭和52年		11月 白楽町ごみ焼却処理場完成 (150t/24h×2基)
昭和53年		
昭和54年		10月 児島井津井最終処分場拡張分供用開始 茶屋町最終処分場供用開始
昭和55年		8月 白楽町し尿処理場前処理施設、脱臭施設設置 粗大ごみ処理場 破砕機・選別機設置
昭和56年		4月 茶屋町ごみ焼却処理場休止(20t/8h) 10月 玉島し尿処理場完成(70kl/日)
昭和57年		※ 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業の新規許可を凍結
昭和58年		
昭和59年	4月 機構改革により衛生局清掃部となる 清掃施設課を新設する	3月 水島し尿処理場前処理施設脱臭施設設置 4月 使用済み乾電池を加え4種分別収集開始 9月 第1回暮らしとごみ展開催
昭和60年		9月 第2回暮らしとごみ展開催
昭和61年		12月 真菰谷場内整備
昭和62年		1月 粗大ごみ処理場 破砕機・選別機撤去 E地区(焼却灰の仮置場)開設 9月 廃乾電池処分委託 12月 西部最終処分場建設着工 ※ 一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者の増車凍結
昭和63年		10月 廃乾電池処分委託 ごみ減量化協力団体報奨金交付制度実施
平成元年		4月 水島ごみ焼却処理場、2交替制実施8時間延長し16 時間運転とする 6月 西部最終処分場供用開始 8月 東部最終処分場着工(第1期分)
平成2年	7月 清掃指導員制度の導入	2月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 4月 家庭用ごみ焼却炉購入費補助金交付制度実施

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 3 年	4月 機構改革により清掃部に東部埋立事業所を新設する 清掃管理課にごみ減量化対策室を新設する 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法) 制定 10月 廃棄物処理法改正(発生・排出抑制, 再生利用促進など)	3月 東部最終処分場完成(第1期分) 茶屋町ごみ焼却処理場撤去(20t/8h) 児島ごみ焼却処理場バグフィルター増設 12月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定 水島清掃工場着工・東部粗大ごみ処理場着工
平成 4 年	4月 機構改革により清掃部に清掃施設建設事務所を新設する	3月 児島赤崎小学校区約 2,630世帯をモデル地区に指定し, 5種分別収集実施 4月 生ごみたい肥化容器購入費補助金交付制度実施 10月 第3回暮らしとごみ展開催 児島柳田町約 1,500世帯・唐琴1~4丁目約1,100世帯を5種分別収集実施 11月 倉敷葦高小学校区約3,600世帯・水島連島南小学校区約2,330世帯・玉島上成小学校区約1,750世帯をモデル地区に指定し, 5種分別収集実施
平成 5 年	4月 機構改革により市民局環境事業部となる 清掃管理課を環境管理課とする 清掃施設課を維持補修課とする 清掃施設建設事務所を環境施設建設事務所とする 倉敷清掃センター・水島清掃・児島第2清掃・玉島清掃事業所を倉敷・水島・児島・玉島環境センターとする 児島第1清掃事業所を児島衛生センターとする 11月 環境基本法の制定	2月 児島地区残り全世帯を5種分別収集実施(21,140世帯) 3月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定 玉島地区5種分別拡大(250世帯) 5月 第1回リサイクルフェア開催 8月 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全部改正 10月 第4回暮らしとごみ展開催 12月 玉島地区5種分別拡大(1,100世帯)
平成 6 年	4月 機構改革により環境管理課ごみ減量化対策室をごみ減量対策課とする 環境施設建設事務所を環境施設建設課とする 水島環境センターに水島清掃工場を置く	1月 東部最終処分場供用開始 2月 倉敷地区5種分別拡大(3,100世帯) 3月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会設置 東部粗大ごみ処理場完成(80t/5h) 水島地区5種分別拡大(3,600世帯)

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 6 年 (続き)		4月 玉島地区 5 種分別拡大 (500世帯) 7月 生ごみ堆肥化容器補助制度対象範囲拡大 8月 水島ごみ焼却処理場休止 (60t/8h) 水島清掃工場試験稼働開始 10月 水島地区 5 種分別拡大 (1,600世帯) 第 5 回暮らしとごみ展開催 第 2 回リサイクルフェア開催 12月 水島清掃工場完成 (300t/24h) 水島清掃工場本格稼働開始
平成 7 年	1月 阪神淡路大震災発生 6月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法) 制定	3月 東部粗大ごみ処理場でのフロン回収業務委託開始 5月 水島収集基地完成 第 3 回リサイクルフェア開催 6月 東部粗大ごみ処理場稼働開始 7月 生ごみたい肥化容器補助制度補助基数を 2 基から 4 基へ拡大 7月～10月 伊丹市の災害廃棄物(木くず)を水島清掃工場で焼却処分 (11t 車397台, 1,628,380kg) 9月 倉敷西部清掃施設組合清掃工場着工 (120t/16h) 10月 第 6 回暮らしとごみ展開催 11月 資源選別所着工
平成 8 年		3月 資源選別所完成 (15t/5h) 水島ごみ焼却処理場撤去 (60t/8h) 東部粗大ごみ処理場ストックヤードにて廃家電品からのフロン回収業務委託開始 4月 資源選別所稼働開始 水島地区 5 種分別拡大 (3,000世帯) 玉島地区 5 種分別拡大 (1,816世帯) 家庭用ごみ焼却炉補助制度の対象基数を 2 基までに拡大 5月 第 4 回リサイクルフェア開催 8月 白楽町し尿処理場浄化槽汚泥脱水施設増設着工 9月 倉敷地区 5 種分別拡大 (3,940世帯)

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成 8 年 (続き)		10月 ごみ袋の透明化を実施 第 7 回暮らしとごみ展開催 リサイクル推進員モデル実施 (52人) 児島ごみ焼却処理場 (当初能力60t/8h) の老朽化に伴い、処理量を40t/8hに下方修正 12月 白楽町し尿処理場の浄化槽汚泥脱水設備稼働開始
平成 9 年	4月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法) 一部施行 6月 廃棄物処理法改正 (廃棄物の減量化・再生利用の促進、処理施設の規制強化、不法投棄対策など)	2月 倉敷地区 5 種分別拡大 (4, 837世帯) 一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬許可業者の西部最終処分場への搬入停止 一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬許可業者の東部粗大ごみ処理場および東部最終処分場への搬入開始 4月 リサイクル推進員制度本格実施 (203人) 一般廃棄物 (ごみ・し尿) 直営収集部門の土曜閉庁開始 し尿処理手数料を改定 (消費税転嫁) 水島地区 5 種分別拡大 (1, 110世帯) 玉島地区 5 種分別拡大 (1, 300世帯) 事業ごみ処理手数料全面有料化を実施 5月 第 5 回リサイクルフェア開催 7月 倉敷地区 5 種分別拡大 (5, 589世帯) 8月 倉敷市し尿処理業合理化対策会議設置 水島地区 5 種分別拡大 (1, 650世帯) 玉島地区 5 種分別拡大 (2, 500世帯) 9月 船穂町し尿・浄化槽汚泥処理受託開始 水島ふれあいセンター (水島ごみ焼却処理場跡地整備事業) 着工 10月 し尿処理手数料を改定 倉敷地区 5 種分別拡大 (3, 871世帯)、合計約75, 000世帯となり全市の50%を超す 第 8 回暮らしとごみ展開催 11月 事業ごみ処理手数料区分を改定 (600円/100kg→120円/20kg) 水島地区 5 種分別拡大 (5, 811世帯) 12月 倉敷西部清掃施設組合ごみ焼却処理場閉鎖 児島ごみ焼却処理場運転休止 倉敷地区 5 種分別拡大 (4, 429世帯)

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成10年	4月 機構改革により環境施設建設課と維持補修課を統合し、環境施設課とする 4月 倉敷西部清掃施設組合へ市職員6名出向 6月 特定家庭用機器に係る収集及び再商品化等に関する法律(家電リサイクル法)制定	1月 倉敷西部清掃施設組合清掃工場試運転開始 2月 倉敷地区5種分別拡大(2,466世帯) 3月 岡山県ごみ処理広域化計画策定 倉敷西部清掃施設組合清掃工場竣工 水島地区5種分別拡大(1,948世帯) 玉島地区5種分別拡大(3,000世帯) 家庭用ごみ焼却炉補助金交付要綱を廃止 西部最終処分場を運用中止 4月 事業ごみ処理手数料区分を改定 (120円/20kg→60円/10kg) 倉敷地区5種分別拡大(4,089世帯) 市ごみ焼却処理施設での紙ごみ焼却原則中止の開始 「生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱」に題名を改正し、生ごみたい肥化容器に加え、生ごみ処理機も補助対象とする エフエムくらしき「環境アラカルト」オンエア開始 5月 第6回リサイクルフェア開催 7月 水島地区5種分別拡大(3,938世帯) 8月 倉敷地区5種分別拡大(13,822世帯) 10月 第9回暮らしとごみ展開催 倉敷地区5種分別拡大(3,867世帯) 水島ふれあいセンター完成 11月 水島地区5種分別拡大(3,903世帯)
平成11年		1月 倉敷地区5種分別拡大(10,816世帯) 2月 玉島地区5種分別拡大(3,500世帯) 東部粗大ごみ処理場、東部最終処分場、児島井津井最終処分場での土曜閉庁開始 水島ふれあいセンター業務開始 3月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定 水島地区5種分別拡大(3,206世帯) 玉島地区5種分別拡大(2,300世帯) 白楽町ごみ焼却処理場ダイオキシン対策工事着手(開放型冷却塔を密閉型に変更) 水島ふれあいセンター供用開始 4月 「グリーン購入ネットワーク」へ入会 倉敷地区5種分別拡大(2,059世帯) エフエムくらしき「市役所からおはようございます」オンエア開始(金曜日のテーマが「環境」) 西部ふれあい広場(西部最終処分場跡地整備事業)着工

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成11年 (続き)	7月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法) 制定	5月 第7回リサイクルフェア開催 7月 倉敷地区5種分別拡大(2,010世帯) 5種分別全世帯拡大完了(156,947世帯) リサイクルシンボルキャラクターを市民公募 9月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会「一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可の凍結解除」および「粗大ごみ戸別有料収集実施」答申 9~10月 第10回暮らしとごみ展開催 10月 ペットボトル拠点回収モデル実施(協力30店舗) リサイクルシンボルキャラクター決定 12月 リサイクルシンボルキャラクター名称を市民公募
平成12年	4月 機構改革により環境管理課とごみ減量対策課を統合し、一般廃棄物対策課とする。 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法) 完全施行 5月 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(資源有効利用促進法)による環境物品等の調達の推進等に関する法律制定 6月 循環型社会形成推進基本法制定 資源の有効な利用の促進に関する法律(旧リサイクル法) 制定 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定	2月 リサイクルシンボルキャラクター名称「リックル」に決定 4月 ペットボトル拠点回収本格実施(協力店30店舗) エフエムくらしき番組名が「市役所からおはようございます」から「市役所with」に変更(金曜日のテーマが「環境」) 5月 第8回リサイクルフェア開催 8月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会「一般廃棄物(事業ごみ)処理手数料の改定及び粗大ごみの戸別収集に係る処理手数料等」答申 9月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会「一般廃棄物(し尿(浄化槽汚泥を含む))処理業に係る合理化事業計画の策定」答申 ペットボトル拠点回収(協力店93店舗に拡大) 9~10月 第11回暮らしとごみ展開催 12月 倉敷市粗大ごみ受付センター設置

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成13年	4月 保健所政令市移行により産業廃棄物許認可等事務が岡山県から移管されたことに伴い産業廃棄物対策課が新設 4月 機構改革により、市民局は市民環境局となり環境事業部と環境保全部とを統合し、環境部とする。また、各環境センター及び児島衛生センターは一般廃棄物対策課の下部組織に、東部埋立事業所、水島清掃工場及び資源選別所は環境施設課の下部組織となる。 特定家庭用機器に係る収集及び再商品化等に関する法律(家電リサイクル法)本格実施	1～ 3月 粗大ごみ戸別収集を無料で試行 4月 粗大ごみ収集を、戸別有料収集方式(委託)へ移行 4月 玉島地区ごみ(ごみステーション持ち出しごみ。(粗大ごみを除く。))収集業務民間委託実施 環境衛生課に「不法投棄総合窓口」を設置 4月 事業ごみ処理手数料を10kg当たり90円に改定 5月 第9回リサイクルフェア開催 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業(PFI事業)実施方針公表 7月 ごみ処理広域化倉敷ブロック協議会作業部会を開催。PFI事業及び白楽町ごみ焼却処理場運転休止について報告 8月 東部最終処分場周辺塩害発生、対策開始 東部最終処分場でのフロン回収業務終了 10月 第12回暮らしとごみ展開催 水島地区企業との間で、東部最終処分場処理水有効利用の委託契約を締結 11月 PFI事業落札者を川崎製鉄(株)に決定
平成14年	4月 中核市移行	1月 粗大ごみ戸別収集インターネット受付開始 3月 事業ごみ収集運搬許可業者51者を新規許可 3月 PFI事業委託契約を水島エコワークス(株)と締結 4月 児島地区ごみ(ごみステーション持ち出しごみ(粗大ごみを除く))収集業務民間委託実施 5月 第10回リサイクルフェア開催 10月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定 ごみ処理広域化倉敷ブロック協議会作業部会を開催。倉敷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定及び施設整備の方策について説明。各町持ち帰り、報告をもって総会の了解とする。 第13回暮らしとごみ展開催 11月 白楽町ごみ焼却処理場運転休止 持込ごみの受入施設の受入時間を延長(平日16:30まで) 12月 総社広域環境施設組合に一部燃やせるごみ(家庭収集ごみ)の処理を委託、吉備路クリーンセンターにごみ搬送開始

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成15年	10月 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、メーカーによるパソコンの回収・リサイクルサービス開始	3月 井津井最終処分場埋立（最終処分）終了 4月 岡山市に一部燃やせるごみ（家庭収集ごみ）の処理を委託，東部クリーンセンター及び当新田環境センターにごみ搬送開始 4月 岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会及び岡山県廃棄物処理施設整備等促進協議会の会長及び事務局が，岡山市から移管（4年ごとの持ち回り） 4月 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設建設工事着工 5月 第11回リサイクルフェア開催 10月 事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付制度開始 10月 第14回暮らしとごみ展開催
平成16年		5月 第12回リサイクルフェア開催 8月 台風16号による高潮被害で，大量の災害ごみ発生。特別収集を実施，仮置場に集積・分別・破碎・資源化・焼却・埋立処理（市外委託処理も含む）を実施（平成17年3月完了予定）。 10月 台風23号による大雨被害で，災害ごみ発生。台風16号と同様に対応。 10月 倉敷市児島リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）オープン 10月 パソコンの受入停止（メーカー等のリサイクルルートへ誘導） 11月 第15回暮らしとごみ展開催 11月 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設仮稼働開始 12月 燃やせるごみ（家庭収集ごみ）市外処理委託（岡山市，総社広域環境施設組合）終了
平成17年	8月 船穂町，真備町と合併	3月 台風災害ごみ処理終了 4月 水島地区ごみ（ごみステーション持ち出しごみ（粗大ごみを除く））収集業務民間委託実施 4月 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設本格稼働開始 5月 倉敷市一般廃棄物（ごみ）処分業許可取扱い要綱制定 6月 第13回リサイクルフェア開催 7月 水島清掃工場管理運営業務民間委託実施 8月 合併により，倉敷西部清掃施設組合の構成が倉敷市と金光町に，総社広域環境施設組合の構成が総社市と倉敷市となる。

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成17年 (続き)		9月 倉敷西部清掃施設組合清掃工場の処理能力を120t/日から180t/日に変更 10月 クルクルセンターで木製品、古本、古着の修理・再生・提供開始。BDFカート導入。 10月 第16回暮らしとごみ展開催
平成18年		2月 持込ごみの受入施設の受入時間を延長 (昼休みも受け入れ) 平日 8:45～16:30 土 8:45～14:00 2月 倉敷市水害廃棄物処理計画策定 4月 事業ごみ処理手数料を10kg当たり130円に改定 4月 水島ふれあいセンターについて、指定管理制度を導入 6月 第14回リサイクルフェア開催 10月 船穂地区ごみ処理制度を統合 10月 「家庭ごみの出し方」を市内全世帯に配布 10月 第17回暮らしとごみ展開催 10月 雑がみの排出方法の追加 (紙袋に入れて縛って出す方法) 12月 改正容器包装リサイクル法一部施行(罰則強化, 基本方針改正) 11月 粗大ごみ処理手数料について、倉敷市廃棄物減量等推進審議会での審議(6月, 11月), 承認を経て、据え置きとする。
平成19年	4月 改正容器包装リサイクル法本施行 (容器包装廃棄物の排出抑制) (プラスチック製容器包装の促進: レジ袋対策等) 12月 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律改正(食品関連事業者に対する定期報告義務の創設など)	1月 総社広域環境施設組合による真備地区のし尿処理施設を建設(アクアセンター吉備路) 4月 倉敷市地域美化推進員設置要綱の施行 5月 第15回リサイクルフェア開催 (再生木製品の展示など) 6月 児島地区ゴミステーションで分別に関する早朝指導を実施 8月 真備不燃物投入場の閉鎖 9月 第18回暮らしとごみ展開催 (再生木製品の展示及び申込み等) 11月 「ごみ減量特集」を市内全世帯に配布

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成20年	4月 改正容器包装リサイクル法施行 (質の高い分別収集・再商品化の促進) (ペットボトルの容器包装区分の変更)	4月 資源ごみの出し方等を一部変更 ペットボトル(キャップとラベルをはずして、 店頭の回収ボックスへ排出、 回収できる品目を追加:各種 調味料(ノンオイルタイプ)、 各種食酢) 古布(透明・半透明の袋に入れて出す方法を 追加。) 6月 第16回リサイクルフェア開催 (再生木製品の展示、マイ箸作りなど) 6月 環境イベントの開催 (イオン倉敷・倉敷一番街) 10月 生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を改正 堆肥化容器 : 5,000円を上限に、 購入費の2/3を補助 電気式処理機 : 30,000円を上限に 購入費の1/2を補助 11月 第19回暮らしとごみ展開催 (再生木製品の展示及び申込み等)
平成21年	4月 機構改革により、市民環境局は環 境リサイクル局となり環境部の産業 廃棄物対策課、一般廃棄物対策課、環 境施設課はリサイクル推進部とする。 倉敷市児島リサイクルセンターを 倉敷市リサイクル推進センターとす る。	6月 第17回リサイクルフェア開催 (再生木製品の展示、マイ箸作りなど) 6月 環境イベントの開催 (イオン倉敷) 10月 資源ごみの出し方等を一部変更 ペットボトル、シュレッダーくず(紙)、 紙パック(酒・調味料)、化粧びんを ごみステーションで回収 3R推進中国四国地方大会 暮らしとごみ展 in クルクルセンター開催 (フリーマーケット、フードコートなど)
平成22年		1月 一般廃棄物処理基本計画策定 2月 ハイブリッドパッカー車(4t)の導入 3月 「家庭ごみの出し方(保存版)」を市内全世帯に配布 3月 「家庭ごみの出し方」英語版、中国語版、ポルトガル 語版発行 6月 環境イベントの開催(イオン倉敷) 6月 第1回くらしき環境フェスティバル 6月 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条 例の制定 8月 倉敷市マイバッグ・マイ箸^{にし}運動推進協力店認定制度実 施要綱の制定 9月 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会 委嘱式、第1回審議会開催

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成22年 (続き)		10月 平成22年度3R推進中国地方大会 リサイクルフェア inくらしき2010 (フリーマーケット、フードコートなど) 11月 ごみ適正分別等啓発事業(緊急雇用対策事業)開始 (平成22年11月1日から平成23年3月31日まで) 11月 第2回倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会開催 12月 第3回STOP温暖化くらしきの開催
平成23年	4月 廃棄物処理法改正(廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直し、廃棄物処理施設の定期点検制度の創設など)	1月 第3回倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会開催 3月～5月 東日本大震災東北地方災害応援 (大船渡市、松島町) 4月 第4回倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会開催 5月 倉敷市一般廃棄物処理施設設置等指導要綱制定 6月 第2回くらしき環境フェスティバル 6月 第5回倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会開催 7月 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会答申 9月 倉敷市5R推進事業優良事業者表彰制度実施要綱制定 9月 台風12号による災害ごみの特別収集の実施 10月 平成23年度3R推進中国四国地方大会 リサイクルフェア inくらしき2011
平成24年		2月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会(第10次)委嘱式 第1回倉敷市廃棄物減量等推進審議会においてし尿処理手数料を審議し、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会において、据え置きとした。 2月 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画(第1次計画H23～H27)を策定 4月 真備地区と船穂地区の家庭ごみ収集をそれぞれ、合理化事業の代替業務として、対象業者に提供(民間委託)開始 5月 BDF簡易給油施設を水島環境センターに設置し、倉敷地区の家庭ごみ収集車両へ供給開始 7月 「夏休み親子ごみ処理施設見学会」を新規実施